

質問・回答書

件名：中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル

質問事項	回 答
1. プロポーザル説明書 P 1 6(1)オ、6(2)エ（交通量推計の実績） 交通量推計の実績を有している企業を再委託予定事業者とする場合、当該事業者が他の参加者に重複して応募することは可能でしょうか。	1. 交通量推計の実績を有している企業が、複数の参加者の再委託予定事業者となることは可能です。 ただし、当該企業が自ら参加者（単体企業としての参加又は共同企業体の構成員としての参加）となる場合は、重複して他の参加者の再委託予定事業者となることはできません。